

第四期特定健康診査等実施計画

トーエネック健康保険組合

最終更新日：令和5年12月22日

特定健康診査等実施計画（令和6年度～令和11年度）

背景・現状・基本的な考え方 【第3期データヘルス計画書 STEP2から自動反映】	
<p>No.1 ◇特定健診・保健指導の実施状況 当健保組合の令和4年度の特定診査実施率は79.8%、特定保健指導実施率は19.6%と平成29年度に比べると改善されたが、まだまだ低調であり、国の参酌標準である90%、60%とは、相当の開きがある状況にある。 〔令和4年度の実績値 特定健康診査79.8%、特定保健指導19.6%〕 特に、過年度の受診結果等から、被保険者はもとより被扶養者についても、メタボ・メタボ予備軍の割合や、血圧・血糖・脂質異常に対する服薬者の割合が年々上昇しており、重症化防止や受診勧奨に関する取組みを一層強化する必要がある。 〔令和4年度の特定健康診査実施者に占める割合〕 (1) メタボ構成比（基準該当・予備軍該当）33.3% (2) 服薬者割合①血圧25.2%、②血糖8.7%、③脂質異常19.6%</p>	<p>➔ 「特定健康診査」 ①一般被保険者は、安衛法に基づく健診であり、事業主との協働を働きかけ、限りなく100%としたい。任意継続被保険者、特別退職被保険者は、健診受診に対する必要性を機関誌、ホームページを活用し、受診勧奨していく。 ②被扶養者は、機関誌、ホームページを活用した受診勧奨のPRだけでは、受診率が伸びないことから、主婦ドック及び巡回型レディース健診に加え、令和5年度からスマート健診を取り入れる。 「特定保健指導」 ①一般被保険者は、定期健康診断後の事業主保健師による被保険者との面談時に、「健保組合の特定健康指導」推奨のお願いを継続していただくが、事業主との協働をさらに積極的に展開し、事業主からの職制を通じた取組みに拡大していきたい。 ②特定保健指導を契約医療機関に加え、ICTを活用したメニューを増やし、実施者の増加を図る。</p>
<p>No.2 ◇生活習慣病などの分析 【被保険者】 対策の必要性が高い疾病としては、「糖尿病」、「腎不全」、「高血圧性疾患」である。 【被扶養者】 対策の必要性が高い疾病としては、被保険者と同じ疾病と「内分泌・栄養・代謝疾患」である。</p>	<p>➔ 【被保険者】 具体的な対策としては、次の4点が考えられる。 A) 情報提供により健康意識づくり B) 特定保健指導の徹底 C) 早期治療のための受診勧奨 D) 重症化予防 また、対策のテーマとしては、次の3点があげられる。 ①「糖尿病」「腎不全」⇒肥満・血糖 ②「高血圧性疾患」⇒肥満・血圧 ③「内分泌・栄養・代謝疾患」⇒肥満・脂質 【被扶養者】 具体的な対策としては、被保険者と同じである。 また、対策のテーマとしては、被保険者と同じである。</p>
<p>No.3 ◇悪性新生物などの分析 【被保険者】 対策の必要性が高い疾患としては、「直腸の悪性新生物」「気管・肺の悪性新生物」、「胃の悪性新生物」である。 【被扶養者】 対策の必要性が高い疾患としては、「乳房の悪性新生物」、「結腸の悪性新生物」、「子宮の悪性新生物」である。</p>	<p>➔ 【被保険者】 具体的な対策としては、次の点が考えられる。 A) がん検診の促進 B) 禁煙外来 【被扶養者】 具体的な対策としては、被保険者の対策に次の点を加える。 C) 子宮がん検診の促進 D) HPV検査の促進</p>
<p>No.4 ◇かぜ、花粉症、虫歯などの分析 【被保険者】 対策の必要性が高い疾患としては、「関節症」、「アレルギー性鼻炎」、「急性上気道感染症」である。 【被扶養者】 対策の必要性が高い疾患としては、「アレルギー性鼻炎」、「急性上気道感染症」、「急性気管炎・細気管炎」である。</p>	<p>➔ 【被保険者】 具体的な対策としては、次の点が考えられる。 A) ウォーキングイベントの開催 B) 常備薬の斡旋 対策のテーマとして、「アレルギー性鼻炎」、「急性上気道感染症」があげられるが、どちらも季節性疾患であることから、季節や年代に応じて事前対策を行う。また、「関節症」は、ロコモティブシンドロームと関連しているため、軽度の運動やストレッチを勧める。 【被扶養者】 具体的な対策としては、被保険者と同じである。 対策のテーマとして、「アレルギー性鼻炎」、「急性上気道感染症」、「急性気管炎・細気管炎」があげられるが、いずれも季節性疾患であることから、季節や年代に応じて事前対策を行う。</p>
<p>No.5 ◇外傷、筋、骨格系疾患などの分析 【被保険者】 加入者一人当たり医療費分析から、「その他の心疾患」、「その他の悪性新生物」、「その他の眼疾患」である。 【被扶養者】 加入者一人当たり医療費分析から、「他に分類不能」、「その他の皮膚・皮下疾患」、「喘息」である。</p>	<p>➔ 【被保険者】 この疾患は、保険者としては基本的に手の打ちようがない。メンタル系の疾患も同様であるが、事業主が主体的に実施するメンタルヘルス対策を支援することを示す。 A) メンタルヘルスに関する情報提供 B) 相談窓口の設置 【被扶養者】 被扶養者に対して、上記と同じ支援を行う。</p>

基本的な考え方（任意）
<p>1 特定健康診査等の基本的考え方 日本内科学会内科系8学会が合同で、メタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後でも、血糖、血圧をコントロールすることにより、重症化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって、生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。</p> <p>2 特定健康診査等の実施に係る留意事項 第三期の取組みを踏まえ、人間ドック受診者・特定健康診査受診者（スマート健診による受診）の増を図ることにより、更なる受診者のデータ取り込みを行う。</p> <p>3 事業者等が行う健康診断及び保健指導との関係 事業者が健診を実施した場合は、健保組合と事業主との共同実施する健康診査事業として健診データを共同利用できること（公表）から、健保組合が指定する様式（XML形式）を各健診機関から受領する。なお、この健診費用は事業主が負担する。事業主が行う保健指導は、安衛法に関する項目が主体であるため、特定健康診査に関する項目の保健指導は、健保組合が主体となって行う。（個別契約・外部委託を含む）</p> <p>4 特定保健指導の基本的考え方 生活習慣病予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病予備群を生活習慣病に移行させないようにすることである。そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して、自らの生活習慣を変えること（行動変容）ができるように、課題抽出のための分析を行い、その結果を出す保健指導（特定保健指導）を実施する。特に、リスクの重複がある対象者に対しては、早期に介入し、行動変容に繋がる保健指導を行うとともに、健診結果の経年変化及び将来予測を踏まえ、目標に沿った保健指導を計画的に実施する。なお、第三期から始めた外部委託業者がICTを活用して保健指導を実施するメニューを増加し参加意識を向上させ、保健指導実施率向上と内容の充実を図る。（健保連愛知連合会特定保健指導等支援事業に参画）</p>

1 事業名 特定健診（被保険者）

対応する健康課題番号 No.1



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被保険者
方法	一般、任継被保険者については、事業主定期健診（生活習慣病健診を含む）と併せて共同実施及び人間ドック健診受診者からデータを取得する。特別退職被保険者については、特定健診及び人間ドック健診受診者からデータを取得する。
体制	保険者が契約している人間ドック、生活習慣病健診と同時実施の定期健診B対象者のデータを健診機関から直接取得する。人間ドック健診等で、償還払いで受診する人からは、データを直接受領する。

事業目標

メタボリックシンドロームに注目した健康状況の把握及びリスク者のスクリーニング特定健診の受診率向上

評価指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
アウトカム指標						
特定健診実施率	94 %	94.5 %	95 %	95.5 %	96 %	96.5 %
アウトプット指標						
特定健診実施者数	3,760 人	3,780 人	3,819 人	3,839 人	3,821 人	3,831 人

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
継続実施	継続実施	継続実施
R9年度	R10年度	R11年度
継続実施	継続実施	継続実施

2 事業名 特定健診（被扶養者）

対応する健康課題番号 No.1



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被扶養者
方法	特定健診及び人間ドック健診受診者からデータを取得する。
体制	保険者が契約している人間ドック、生活習慣病健診機関からデータを直接取得する。また、保険者と契約外健診機関での受診者（償還払い）は、データ結果（健康調査票を含む）を提出することを条件にしている。

事業目標

メタボリックシンドロームに注目した健康状況の把握及びリスク者のスクリーニング特定健診の受診率向上

評価指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
アウトカム指標						
特定健診実施率	51 %	54.1 %	59.2 %	64.3 %	69.8 %	75.1 %
アウトプット指標						
特定健診受診者数	928 人	968 人	1,053 人	1,132 人	1,221 人	1,299 人

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
継続実施	継続実施	継続実施
R9年度	R10年度	R11年度
継続実施	継続実施	継続実施

3 事業名 特定保健指導

対応する健康課題番号 No.1, No.2



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：基準該当者
方法	対象者自身が健診結果を理解して、自らの生活習慣を変えること（行動変容）ができるように、課題抽出のための分析を行い、その結果を出す特定保健指導を実施する。特に、リスクの重複がある対象者には、早期に介入する。
体制	外部委託業者による特定保健指導を実施し、対象者と家族の意識をより効果的に向上させ、保健指導実施率向上と内容の充実を図る。

事業目標

メタボリックシンドロームの減少を目的とした保健指導を実施し、特定保健指導の実施率向上、生活習慣病リスク保有者の生活習慣、健康状態の改善を図る。

評価指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
アウトカム指標						
動機付け支援終了率	34.8 %	44.7 %	54.4 %	64.1 %	73.7 %	83.4 %
積極的支援終了率	15.8 %	20.1 %	24.5 %	28.9 %	33.5 %	37.5 %
アウトプット指標						
動機付け支援該当者数	365 人	367 人	371 人	373 人	373 人	374 人
積極的支援該当者数	386 人	388 人	392 人	395 人	394 人	395 人

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
継続実施	継続実施	継続実施
R9年度	R10年度	R11年度
継続実施	継続実施	継続実施

4 事業名 生活習慣病健診の補助

対応する健康課題番号 No.1



事業の概要		事業目標							
対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：30～74、対象者分類：被保険者/任意継続者/特例退職被保険者	疾病の早期発見・早期治療により医療費の抑制を図る。							
方法	定期健康診断項目に加えて、胃部X線・便潜血・眼底などを30歳を初年度とし、35歳より隔年毎に人間ドック該当年を除く年の希望者に対して実施する。但し、上限21,000円（契約外健診機関）、自己負担2,200円。	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
体制	健診項目について、事業主産業医・保健師と調整を行い、契約健診機関については「トーエネック指定項目」による健診を実施している。	評価指標	達成度を数値評価することが難しいため (アウトカムは設定されていません)						
実施計画		アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
R6年度	R7年度	特定健診受診者数	4,688人	4,748人	4,872人	4,971人	5,042人	5,130人	
継続実施	継続実施								
R9年度	R10年度								
継続実施	継続実施								

5 事業名 人間ドックの補助

対応する健康課題番号 No.1, No.3



事業の概要		事業目標							
対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：41～74、対象者分類：被保険者/任意継続者/特例退職被保険者	疾病の早期発見・早期治療により医療費の抑制を図る。							
方法	定期健康診断項目に加えて、腹部超音波・眼底・眼圧などを41歳、47歳及び50歳以上の希望者に対して実施する。但し、上限32,000円（契約外健診機関）、自己負担5,500円。	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
体制	健診項目について、事業主産業医・保健師と調整を行い、契約健診機関については「トーエネック指定項目」による健診を実施している。併せて、腫瘍マーカー（PSA/CA125）を付加し、がんの早期発見・早期治療を図っている。	評価指標	達成度を数値評価することが難しいため (アウトカムは設定されていません)						
実施計画		アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
R6年度	R7年度	特定健診受診者数	4,688人	4,748人	4,872人	4,971人	5,042人	5,130人	
継続実施	継続実施								
R9年度	R10年度								
継続実施	継続実施								

6 事業名 主婦ドックの補助

対応する健康課題番号 No.1, No.3



事業の概要		事業目標							
対象	対象事業所：全て、性別：女性、年齢：35～74、対象者分類：被扶養者	疾病の早期発見・早期治療により医療費の抑制を図る。							
方法	35歳以上の主婦を対象に実施する。定期健康診断項目に加えて、腹部超音波・眼底・眼圧などを希望者に対して実施する。但し、上限27,000円（契約外健診機関）、自己負担11,000円。	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
体制	健診項目について、事業主産業医・保健師と調整を行い、契約健診機関については「トーエネック指定項目」による健診を実施している。併せて、腫瘍マーカー（CA125）を付加し、がんの早期発見・早期治療を図っている。	評価指標	達成度を数値評価することが難しいため (アウトカムは設定されていません)						
実施計画		アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
R6年度	R7年度	特定健診受診者数	4,688人	4,748人	4,872人	4,971人	5,042人	5,130人	
継続実施	継続実施								
R9年度	R10年度								
継続実施	継続実施								

7 事業名

レディース（主婦）巡回型健診

対応する
健康課題番号

No.1, No.3



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：女性、年齢：35～65、対象者分類：被扶養者
方法	被扶養者の希望者が愛知健康増進財団の実施するレディース健診を受診しデータを取得する。
体制	愛知健康増進財団に委託

事業目標

メタボリックシンドロームに注目した健康状況の把握及びリスク者のスクリーニング特定健診の受診率向上

評価 指標	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	達成度を数値化することが難しいため。 (アウトカムは設定されていません)						
	アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	特定健診実施者数	4,688人	4,748人	4,872人	4,971人	5,042人	5,130人

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
継続実施	継続実施	継続実施
R9年度	R10年度	R11年度
継続実施	継続実施	継続実施

8 事業名

スマート健診（主婦）巡回型健診

対応する
健康課題番号

No.1



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：女性、年齢：18～（上限なし）、対象者分類：被扶養者/基準該当者
方法	被扶養配偶者の希望者があまの創健及び半田市医師会の実施するスマート健診を受診しデータを取得する。
体制	あまの創健及び半田市医師会に委託

事業目標

メタボリックシンドロームに注目した健康状況の把握及びリスク者のスクリーニング特定健診の受診率向上

評価 指標	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	達成度を数値化することが難しいため。 (アウトカムは設定されていません)						
	アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	特定健診実施率	4,688人	4,748人	4,872人	4,971人	5,042人	5,130人

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
新規実施	継続実施	継続実施
R9年度	R10年度	R11年度
継続実施	継続実施	継続実施

達成しようとする目標／特定健康診査等の対象者数								
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
特定健康診査実施率	計画値 ※1	全体	4,688 / 5,820 = 80.5 %	4,748 / 5,790 = 82.0 %	4,872 / 5,800 = 84.0 %	4,971 / 5,780 = 86.0 %	5,042 / 5,730 = 88.0 %	5,130 / 5,700 = 90.0 %
		被保険者	3,760 / 4,000 = 94.0 %	3,780 / 4,000 = 94.5 %	3,819 / 4,020 = 95.0 %	3,839 / 4,020 = 95.5 %	3,821 / 3,980 = 96.0 %	3,831 / 3,970 = 96.5 %
		被扶養者 ※3	928 / 1,820 = 51.0 %	968 / 1,790 = 54.1 %	1,053 / 1,780 = 59.2 %	1,132 / 1,760 = 64.3 %	1,221 / 1,750 = 69.8 %	1,299 / 1,730 = 75.1 %
	実績値 ※1	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被保険者	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被扶養者 ※3	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
特定保健指導実施率	計画値 ※2	全体	188 / 751 = 25.0 %	242 / 755 = 32.1 %	298 / 763 = 39.1 %	353 / 768 = 46.0 %	407 / 767 = 53.1 %	460 / 767 = 60.0 %
		動機付け支援	127 / 365 = 34.8 %	164 / 367 = 44.7 %	202 / 371 = 54.4 %	239 / 373 = 64.1 %	275 / 373 = 73.7 %	312 / 374 = 83.4 %
		積極的支援	61 / 386 = 15.8 %	78 / 388 = 20.1 %	96 / 392 = 24.5 %	114 / 395 = 28.9 %	132 / 394 = 33.5 %	148 / 395 = 37.5 %
	実績値 ※2	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		動機付け支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		積極的支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %

※1) 特定健康診査の(実施者数) / (対象者数)

※2) 特定保健指導の(実施者数) / (対象者数)

※3) 特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

目標に対する考え方（任意）

-

特定健康診査等の実施方法（任意）

-

個人情報の保護

当健保組合は、トエネック健康保険組合個人情報保護管理規程を遵守する。当健保組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。当健保組合のデータ管理者は、常務理事とする。また、データの利用者は当健保組合職員に限る。外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、機関誌やホームページに掲載し、公表する。

その他（特定健康診査等実施計画の評価及び見直しの内容等）

第三期の実施計画の目標値を実施可能な数値に見直した。